

日南市障がい者計画

令和7年度～令和11年度

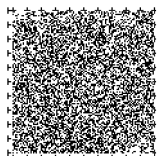
【概要版】

～ 住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、健やかで心のかようまち ～



令和7年3月

日南市



第1章 日南市障がい者計画の概要

1 「日南市障がい者計画」策定の背景と趣旨

国は、令和5年3月に「障害者基本法」に基づき政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。計画では、新たにSDGsの考え等が盛り込まれ、目指す社会像の実現のために障がい者の自立及び社会参加の支援を総合的かつ計画的に推進することとしています。

日南市では、令和元年度に「日南市障がい者計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、障がい者施策の推進に取り組んできました。

この度、令和6年度で現行の日南市障がい者計画の計画期間が終了するにあたり、国の方針や日南市の障がい者の状況を踏まえ、新たに「日南市障がい者計画」（令和7年度～令和11年度）を策定しました。

2 「日南市障がい者計画」の位置づけ

「日南市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条の3に基づく「市町村障害者計画」です。

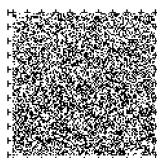
「市町村障害者計画」は、地域の障がいのある方の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、地域における障がい者の現状やニーズを把握し、障がい者福祉施策を効果的に推進することを目的とするものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度～令和11年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国	障害者基本計画（第5次）					第6次	
宮崎県	第4次	第5次宮崎県障がい者計画					第6次
日南市 障がい者計画	前期計画		障がい者計画（本計画）				



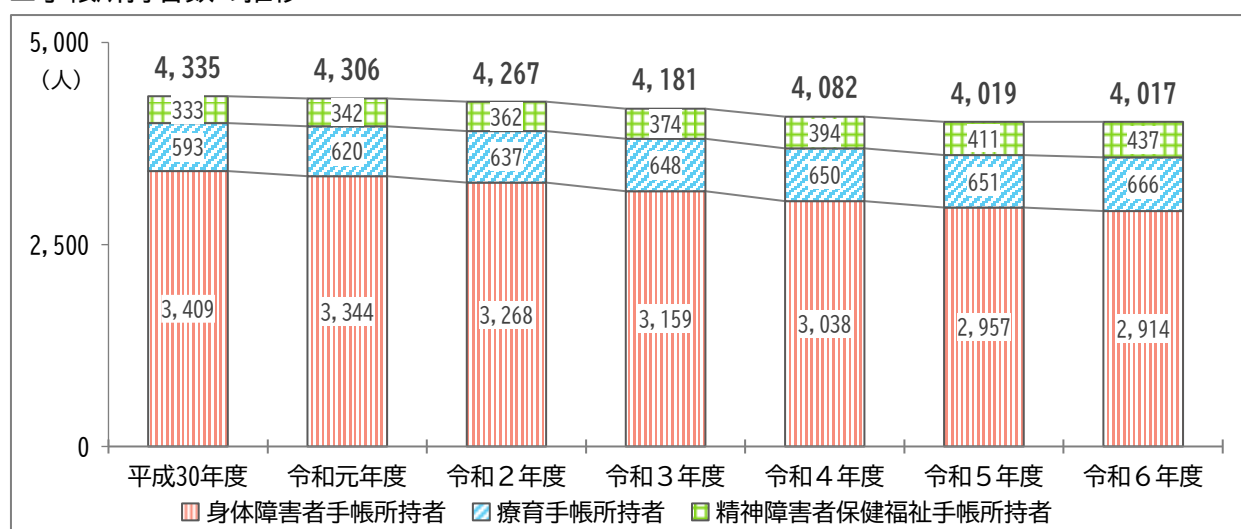
第2章 日南市の障がい者の状況

1 手帳所持者数の推移

令和6年度の手帳所持者数合計は4,017人（平成30年度比7.3%減 318人減）となっています。

身体障害者手帳所持者は2,914人（平成30年度比14.5%減 495人減）、療育手帳所持者は666人（同12.3%増 73人増）、精神障害者保健福祉手帳所持者は437人（同31.2%増 104人増）と、身体障害者手帳所持者の人数が減少する一方で、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の人数が増加傾向にあります。

■手帳所持者数の推移



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口（人）	51,781	51,106	50,848	49,853	48,956	47,949	47,166
手帳所持者数合計（人）	4,335	4,306	4,267	4,181	4,082	4,019	4,017
総人口に対する所持者の割合（%）	8.37%	8.43%	8.37%	8.39%	8.32%	8.38%	8.52%
身体障害者手帳所持者数（人）	3,409	3,344	3,268	3,159	3,038	2,957	2,914
療育手帳所持者数（人）	593	620	637	648	650	651	666
精神障害者保健福祉手帳所持者数（人）	333	342	362	374	394	411	437

出典：日南市福祉課 総人口は国勢調査を基準とした推計人口



2 アンケート調査から

本計画の策定にあたり、障がい者、障がい児、市民の障がい者福祉に対する考えを把握し、計画の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

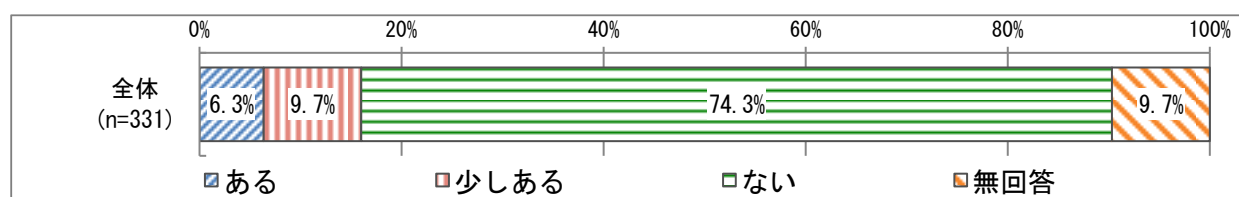
■調査の概要

調査種別	調査対象者	調査手法	回答率
障がい者調査	日南市の障害者手帳を所持する 18歳以上の市民の中から650名を無作為抽出	郵送による 調査票の配付	51.0%
障がい児調査	日南市の障害児通所給付受給者証又は障害者手帳を 所持する児童及び放課後等デイサービスを利用して いる児童の保護者の中から150名を無作為抽出	郵送による回収 及びWEBページでの回答	54.0%
市民調査	日南市の市民の中から200名を無作為抽出		40.0%

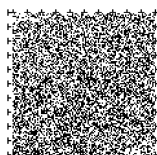
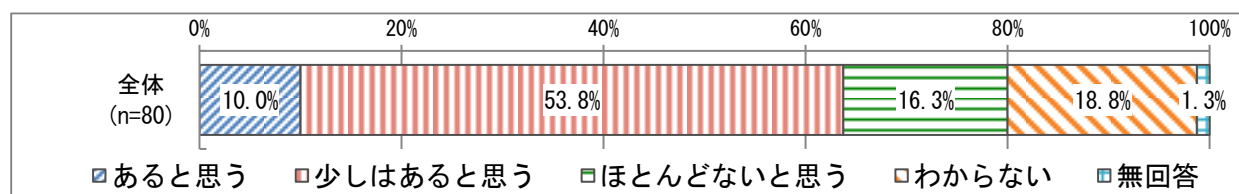
(1) 障がい者差別について

- ①この1年間に障がいがあることで差別を受けた経験の有無に関しては、「ある」が6.3%、「少しある」が9.7%、「ない」が74.3%となっており、「ある」と「少しある」の合計は16.0%となっています。
- ②日南市全体での障がい者への差別の有無に関しては、「あると思う」が10.0%、「少しはあると思う」が53.8%となっており、差別があると思う人の割合の合計が63.8%と半数以上となっています。

■この1年間に障がいがあることで差別を受けた経験の有無（障がい者調査）



■日南市全体での障がい者への差別の有無（市民調査）



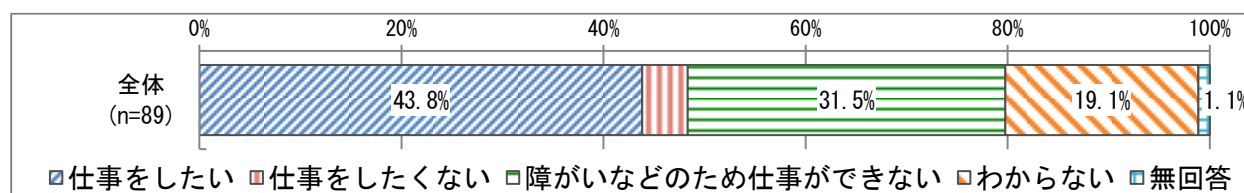
(2) 障がい者の就労について

- ①平日日中は働いている人の割合は障がい者全体で 15.7%となっています。
- ②現在就労していない人の今後の就労意向に関しては、「仕事をしたい」が 43.8%、「仕事をしたくない」が 4.5%、「障がいなどのため仕事ができない」が 31.5%、「わからない」が 19.1%となっています。

■平日日中は働いている人の割合（障がい者調査）

	全 体	身 体	療 育	精 神
平日日中は働いている (会社勤め、自営業、家業など) の人の割合	15.7%	16.0%	6.9%	20.0%

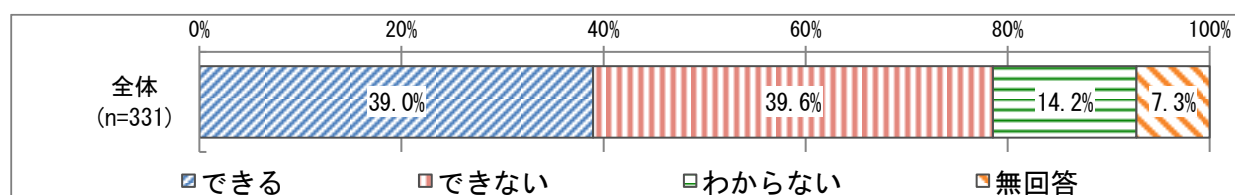
■今後の就労意向（障がい者調査 現在就労していない 18～64 歳の人のみ）



(3) 災害時の避難について

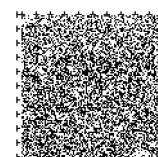
- ①災害時に一人で避難できるかに関しては、「できる」が 39.0%と、「できない」が 39.6%、「わからない」が 14.2%となっています。

■災害時に一人で避難できるか（障がい者調査）



(4) 日南市の障がい者施策への要望

- ①障がい者が安心して暮らせるまちづくりに必要なことに関しては、障がい者調査では「年金・手当の拡充」が、障がい児調査では「障がい児保育・教育の充実」が、市民調査では「就労支援の推進」が、それぞれ最も高くなっています。



第3章 基本理念及び施策の体系

障害者基本法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現を目的としています。

これまで本市は、前期の日南市障がい者計画（令和2年度～令和6年度）に基づき、各種障がい者施策を推進してきました。その期間中、国は改正障害者差別解消法の施行、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、共生社会の実現に向けた障がい者の社会進出に関する取組を一層推進するとともに、令和5年3月に障害者基本計画（第5次）を閣議決定し、障がい者施策に関する国全体の新たな方針を定めています。また、近年の本市の状況についてみると、障がい者や家族の高齢化及び障がいの多様化などを背景に、生活・経済面の支援や障がい児の将来の生活設計の支援などが求められています。

これらの状況を踏まえて、このたび新たに日南市障がい者計画を策定するにあたり、「住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、健やかで心のかようまち」を基本理念として掲げました。この基本理念の実現に向けて、施策推進にあたっての6つの横断的な視点と7分野の基本目標を設定し、取組を推進します。

基本理念

住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、健やかで心のかようまち

施策推進にあたっての横断的な視点

- ◆障がい者自身の意思決定の支援
- ◆共生社会の実現に資する取組の推進
- ◆社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ◆当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ◆障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- ◆障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進

基本目標1 理解と交流の促進

基本目標3 保健・医療の充実

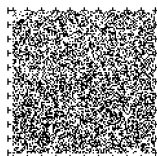
基本目標5 雇用・就業の促進

基本目標7 情報・コミュニケーション

基本目標2 生活支援の充実

基本目標4 療育・教育の充実

基本目標6 生活環境整備の推進



第4章 基本理念実現のための施策の展開

基本目標1

基本目標1 理解と交流の促進

1 障がいのある方についての理解の促進

- 障がいに対する市民の理解と福祉意識の向上に向けて、さらなる周知・啓発に努めます。
【主な取組】広報・啓発活動の促進、福祉に関する教育の推進

2 障がいのある方と地域住民等との交流の促進

- 障がいのある方と身近に接する機会がある人ほど障がいのある方への関心が強いことから、その意義を踏まえ、障がいのある方と地域住民等との交流の促進に努めます。
【主な取組】地域住民との交流の促進、児童生徒との交流促進

3 市民主体の活動等の促進

- 共生社会の実現のためには、行政のみならず、市民による活動も重要となることから、市民や障がいのある方自身による活動を推進します。
【主な取組】ボランティア団体の活動支援及びコーディネート、障がい者団体の育成

基本目標2

基本目標2 生活支援の充実

1 福祉サービスの充実

- 計画的なサービスの提供により、障がいのある方の地域生活を支えます。
【主な取組】移動支援事業、日中一時支援事業、自動車改造助成事業、重度心身障がい者（児）医療費助成事業、重度心身障がい者福祉タクシー給付事業

2 相談支援体制の整備・充実

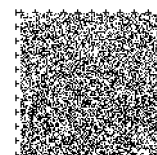
- 重層的支援体制の整備とも連携し、相談をまるごと受け止める質の高い包括的な相談支援を実施します。
【主な取組】総合的な相談体制の充実、相談支援事業、情報収集・提供手段の充実

3 障がいのある方の権利擁護の推進

- 障がいのある方の権利と意思の尊重に取り組むとともに、障がいのある方の権利に関する啓発を行います。
【主な取組】権利擁護の取組への支援、障がい者虐待の防止と権利に関する周知・啓発

4 スポーツ、文化活動の促進

- 障がいのある方の生きがいづくりのために、障がい者スポーツ、文化活動を促進します。
【主な取組】スポーツ・文化・レクリエーションの振興、文化活動・スポーツ大会への参加促進、生涯学習への参加促進と生涯学習の充実、読書環境の整備促進



基本目標 3 保健・医療の充実

1 予防、早期発見、治療の推進

- 障がいのある方も含め市民全体の健康の向上のために、障がい発生の予防、早期発見、治療を推進します。
【主な取組】健康診査・相談・カウンセリングの提供、保健・医療に関する産前からの切れ目のない支援

2 医療サービスの充実

- 障がいのある方の日常生活の維持と障がいの悪化や二次障がいの予防のために、充実した医療サービスの提供に努めます。
【主な取組】医療提供体制の整備、医療費公費負担制度の周知、機能訓練体制の充実

3 精神保健対策の推進

- 精神障がいのある方の地域移行・地域定着を推進する国の方針や、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加していることを踏まえ、地域の精神医療体制の充実と、安心して地域で生活できる包括的な支援体制の整備に努めます。
【主な取組】精神医療体制の確立、地域精神保健対策の推進

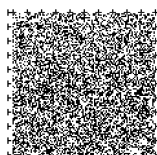
基本目標 4 療育・教育の充実

1 療育の充実

- 相談窓口や情報提供のさらなる充実など、療育体制の充実に努めます。
- 保護者への産前からの発育・発達に関する情報の提供や、健診受診の推奨等により、早期の発達課題の発見と療育開始につなげる体制の構築を図ります。
【主な取組】相談窓口等の充実、早期発見・早期療育に向けた支援体制の整備

2 自立に向けた教育の充実

- 障がい児や発達に課題のある児童のインクルージョン教育と、それを支える教職員や専門職の質の向上を推進します。
【主な取組】就学前の障がい児教育・保育の充実、特別支援教育の充実、特別支援教育コーディネーターの確保



基本目標 5 雇用・就業の促進

1 就労と定着の支援

- 障がいのある方の社会参加と生活基盤の安定のために、就労支援をさらに充実させます。
 - 就労に関するニーズは様々であることから、就労分野・形態の充実のみならず、就労に向けた準備や就労後の定着に関する支援についても充実を図ります。
- 【主な取組】就労に向けた支援、職場定着と継続就労への支援、福祉的就労の場の充実

2 多様な雇用機会の確保に向けた取組

- 一人ひとりに合った多様な就労形態の確保に向けて、多様な就業の場の確保や、障がい者雇用に関する周知・啓発を行い、日南市の障がい者雇用環境の整備を推進します。
- 【主な取組】障がいのある方の雇用の機会拡大、障がい者雇用に関する周知・啓発

基本目標 6 生活環境整備の推進

1 生活環境の整備促進

- 障がいのある方が暮らしやすい生活環境の整備に向けて、歩行空間、公共施設等様々な場所のバリアフリー化の推進や移動手段の確保に努めます。
- 【主な取組】移動手段の確保、建築物の整備、歩行者通路や公共施設等のバリアフリー化の推進、障がいのある方に配慮した住環境の整備

2 安心して暮らせる住まいの確保

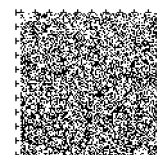
- 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまちづくりのために、障がいのある方の地域生活の拠点となる住まいの確保に努めます。
- 【主な取組】住まいの確保に向けての取組の推進、バリアフリー住宅の供給等

3 防災対策の充実

- 障がいのある方の速やかな避難のための体制整備や、障がいのある方に配慮した避難施設の確保等、障がい者福祉の面からの防災対策の充実を推進します。
 - 障がい者支援施設等の防災対策の支援に努めます。
- 【主な取組】災害時の避難計画の周知徹底及び防災意識の向上と改善指導、要配慮者及び避難行動要支援者対策の充実、施設等における防災対策の支援

4 事故や犯罪から守る体制の充実

- 障がいがあることによって消費者被害や犯罪の標的となることがないように、市民に対する防犯や消費者教育を推進します。
- 【主な取組】防犯体制の確立、消費者教育の推進、交通安全対策



基本目標 7 情報・コミュニケーション

1 意思疎通支援の充実

- 令和2年に制定された「日南市障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」に基づき、合理的配慮の提供を行います。

【主な取組】コミュニケーション手段の利用促進と合理的配慮の提供、意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、様々な場面でのコミュニケーションと意思疎通支援の実施

2 情報取得・利用しやすさの推進

- 市行政の情報発信において、障がいのある方でも利用しやすいようアクセシビリティへの配慮を行います。

【主な取組】障がいのある方に配慮した広報誌の作成、ホームページ等での情報アクセシビリティに対する配慮

3 行政サービス等における配慮

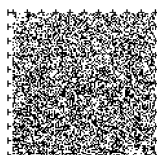
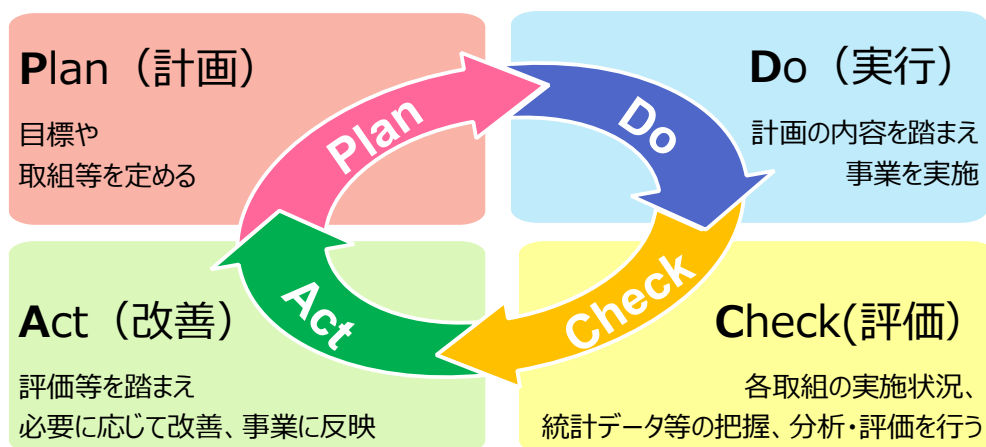
- 行政サービス利用や情報提供における配慮をさらに推進するとともに、選挙の際に障がいのある方が円滑に投票することができるよう対応の充実を図ります。

【主な取組】行政機関等における配慮、選挙等における配慮

第5章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

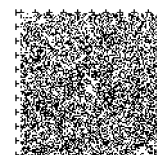
本計画の着実な推進のために、PDCAサイクルに基づく進行管理を行うこととします。



2 計画の成果目標の設定

計画の進捗と達成状況等を把握・評価するために成果目標を設定します。

事 項	現状値	目標値
基本目標1 理解と交流の促進		
小・中・高等学校における福祉共育の実施回数（回）	25 回 （令和5年度実績）	令和11年度 実施回数 40 回
基本目標2 生活支援の充実		
地域自立支援協議会そだん部会の開催回数（回）	7 回 （令和5年度実績）	毎年 開催回数 7 回以上
成年後見制度の利用者数の増加（人）	208 人 （令和5年度実績）	令和11年度 利用者数 256 人
障がい者スポーツ教室の参加者数の増加（人）	54 人 （令和5年度実績）	令和11年度 参加者数 72 人
基本目標3 保健・医療の充実		
精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしく生活するための保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	1 回 （令和5年度実績）	令和11年度 開催回数 2 回以上
基本目標4 療育・教育の充実		
放課後等デイサービスの利用者数の増加（人）	125 人 （令和5年度実績）	令和11年度 利用者数 140 人
基本目標5 雇用・就業の促進		
福祉施設から一般就労への移行人数（人）	6 人 （令和5年度実績）	5 年間の一般就労者数 合計 30 人
就労継続支援A型事業所の 1 人あたりの平均工賃の増額（円）	75,534 円 （令和5年度実績）	令和11年度 平均工賃 86,865 円
就労継続支援B型事業所の 1 人あたりの平均工賃の増額（円）	28,239 円 （令和5年度実績）	令和11年度 平均工賃 31,063 円
基本目標6 生活環境整備の推進		
ヘルプマークの交付数の増加（個）	821 個 （令和5年度実績）	令和11年度までの交付数 累計 1,541 個
基本目標7 情報・コミュニケーション		
手話奉仕員登録者数の増加（人）	5 人 （令和5年度実績）	5 年間の登録者数 25 人



日南市の障がい者支援の取組

日南市では、障がいのある方がいつまでも健やかに地域で生活できるよう、様々な障がい者支援の取組を実施しています。

日常生活の支援	就労や地域活動の支援
●訪問サービス、日中活動支援サービス ●日常生活を支える用具の給付 ●タクシー料金の一部助成など移動の支援	●就労準備から就労後の職場定着までの支援 ●福祉的就労の場の充実 ●障がい者スポーツ教室
障がい児への支援	その他の支援
●児童発達支援、放課後デイサービスによる療育 ●療育支援ツール「ミライノート」の配付	●災害時の避難支援 ●役場窓口でのコミュニケーション支援 ●医療費の公費負担

他にも様々なサービスがあります。

一部サービスは利用に条件があります。まずはご相談ください。

まるごと福祉相談窓口

日南市福祉課で実施している、子育て、介護、ひきこもり、DV被害、生活困窮、成年後見制度などの悩みについて、気軽に相談を受け付ける相談窓口です。

相談は無料であり、相談しやすい体制充実のために、窓口の対応やメールの相談に加え、ソーシャルネットワークサービス（LINE）を活用した相談も新たに取り入れています。



- ①LINE アカウント @nichinan-maruhuku
- ②メール相談 アドレス f-kanri@city.nichinan.lg.jp
- ③窓口での相談 日南市役所ふれあい健やかセンター1階 福祉課窓口

月曜日から金曜日8時30分～17時15分まで（土日、祝祭日、年末年始を除く）

日南市障がい者計画 【概要版】

発行年月 令和7年3月

発行・編集 日南市健康福祉部福祉課 障がい福祉係
 〒887-0021 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1
 電話：0987-31-1130（直通） F A X：0987-31-0288

